

令和5年度教員資格認定試験における 新型コロナウイルス感染症等への対応について

1. マスクの着用について

マスクの着用については、個人の判断とします。ただし、咳などの症状のある方にはマスクの着用をお願いする場合があります。なお、試験時間中の写真照合の際には、試験監督者の指示に従い、マスクを一時的に外してください。

2. 試験室の換気について

試験会場では、窓又は換気設備により適宜換気を行うため、室温の高低に対応できる服装に留意してください。なお、換気中の窓等より日常的な生活騒音（航空機・自動車・風雨・空調などの音）が聞こえることがあっても、試験時間の延長・再試験は行いません。

3. 消毒液の設置について

試験会場には、消毒液を設置しますので、ご自由にお使いください。また、携帯用手指消毒液を持参しても差し支えありません。ただし、試験時間中は鞆等にしまってください。

4. 別室での受験について

試験室において頻繁に咳やくしゃみをする状況が見受けられる等、他の受験者への配慮が必要と認められた方には、別の部屋に移動して受験していただくようお願いする場合があります。

5. その他

受験にあたっての注意事項等や、試験実施に関してのお知らせについては、受験者心得の他、随時、独立行政法人教職員支援機構の認定試験ウェブサイトやツイッター等で周知するため、受験前に必ず確認してください。

認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/shiken/2023/>

教職員支援機構ツイッター：<https://twitter.com/NITS298>

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。ただし、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることを推奨されます。なお、受験を自粛された場合、再試験や受験手数料の返還等を行いません。